

## 水戸市における休日の部活動等の在り方に関する 方針の策定について

意見公募手続を実施しないで政策等を定めたので、水戸市意見公募手続に関する規程第 9 条第 6 項の規定に基づき下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 題名及び趣旨

水戸市における休日の部活動等の在り方に関する方針

水戸市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことと、学校における働き方改革を推進することにより、児童・生徒の学習環境をはじめとする小・中学校等の教育環境の改善を図る。

#### 2 意見公募を実施しなかった理由

本市では、現状の部活動の活動単位をできるだけ尊重しながら市直営の地域クラブを設立することとしており、令和 8 年 9 月からの制度導入に向け、早急に方針を定める必要があったため。

#### 3 担当

水戸市教育委員会総合教育研究所教育研究課

0 2 9 - 2 4 4 - 1 3 3 1